

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(當日は、  
が休きと  
ある翌日)  
(當日は、  
が休きと  
ある翌日)

鳥取県告示第1面  
十一十七号  
示

## 鳥取県告示第1面 十一十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第11百六十三條の二第一項の規定に基づき、財團法人都道府県会館及び社団法人全国公営住宅共済会から同法同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和四十九年度の経営状況の通知があつたので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

### 昭和49年度財團法人都道府県会館 災害共済事業経営状況

#### 1 事業成績

##### (1) 火災共済

加入都道府県数 47都道府県

共済責任額

660,124,166,333円

共済基金分担金

559,667,799円

被災件数

74件

被災棟数

104棟

被災面積

17,340.43m<sup>2</sup>

#### ◇教委規則

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学生資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県工業教員奨学生資金貸与規則を廃止する規則

◇公 告

鳥取県育英奨学生の募集

◇正 誤

昭和五十年十一月鳥取県告示第千百五十六号中訂正

昭和五十年十一月鳥取県告示第千百六十六号中訂正

		災害共済金	344,843,507円
		損害率	61.62%
(2)	自動車損害共済	自動車損害共済	2,162,417円
加入都道府県数	11府県	災害見舞金	3,078,028円
共済責任額	7,663,143,000円	各種防災施設助成金	100,360,437円
共済基金分担金	8,344,979円	全国管財主管課長協議会助成金	1,400,000円
事故件数	20件	経費	66,245,639円
事故台数	20件	支払利息	3,899,740円
災害共済金	5,017,116円	調査研究等事業費負担金	20,000,000円
損害率	60.12%	減価償却費	44,724,219円
2 収支計算		建物	15,433,366円
(1) 収入		構築物	27,828,305円
共済基金分担金	568,012,778円	器具	99,087円
火災共済	559,667,799円	什器	1,363,461円
自動車損害共済	8,344,979円	固定資産除却損	1,680円
繰入金	49,150,000円	責任準備金繰入(未経過分担金)	28,890,295円
雜収入	87,075,470円	計	620,924,684円
前年度責任準備金戻入	29,589,045円	(3) 差引剰余金(準備積立金繰入)	112,902,609円
計	733,827,293円	3 準備積立金	
(2) 支出		前年度繰越度	3,242,377,493円
災害共済金	349,860,623円	本年度繰入高	112,902,609円
火災共済	344,843,507円	計(本年度末現在高)	3,355,280,102円
自動車損害共済	5,017,116円	ほかに責任準備金	28,890,295円
返戻金	2,464,023円	合計	3,384,170,397円

報公県取鷗

昭和51年3月30日 火曜日

貸借対照表
借方(資産の部)
流动資産
振替貯金
銀行預金
電話公債
国定資産
土地
建物
什器備品
合計

529,184,849円
4,057
528,427,502
753,290
171,695,412
49,139,200
116,998,800
5,557,412
700,880,261
11,460,000円
404,967,605
41,193,200
43,756,000
753,290
49,139,200
116,998,800
5,557,412
27,054,754
700,880,261

鳥取県知事 平林鴻 11  
 地方田舎法(昭和三十二年法律第六十七号)第111条六十条第一項の規定に基いて、振替貯金から次の二つの字の区域を変更する旨の通知があつたので、同法同條第一項の規定による特長がある。  
 い)の字の区域の変更は、昭和五十一年四月一日からその効力を生ずるも  
 のとする。  
 昭和五十二年三月三十日

区域を変更する字の名称	団土の区域(昭和五十年十月三十一日現在の地番による。)
大字淺井字隈田	大字淺井字隈田の全域、大字淺井字鹿本森 11117の1を除 11117の八地、11117の10を除11117の1五地、1111 八の1から11118の四地及びいれいと一体をなす国有地、 大字淺井字湯戸口11117の川を除11117の10を除111 六九の四、1170及び1171の川を除11117の10を除11 体をなす国有地の一部並びに大字淺井字川畠ナシ11117の1 かみ1171の11地、1171の1から1171の十地、111 大及び1171の11
大字浅井	大字浅井字鹿本森のうち11117の1を除11117の八地、 11117の10を除11117の1五地、11118の1から11118 の四地及びいれいと一体をなす国有地以外の区域
字湯戸口	大字浅井字湯戸口のうち11117の1を除11117の10を除111 0を除11117の11地、1170及び1171の川を除11117の10

大字浅井  
字三石ナシ

までと一体をなす国有地の一部以外の区域  
大字浅井字三石ナシのうち一七四の一から二七四の三まで、  
二七五の一から一七五の七まで、二七六及び一七七の一〔以外  
の区域

### 鳥取県告示第二百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を新たに画し、廃止し、及び名称を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。この字の区域の新設、廃止及び名称変更は、昭和五十一年四月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

数たびに画す  
る字の名称  
る字の名称

同上の区域(昭和五十一年二月二十日現在の地番による。)

大字亀谷字元谷 大字亀谷字広江ノ前の大字亀谷字広江ノ空の全域

字廢  
の止  
名す  
称る

大字亀谷字広江ノ前及び大字亀谷字広江ノ空

### 鳥取県告示第二百三十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一	昭和五十一年三月二十五日
中 下 医 院	境港市朝日町九三	"
上 田 医 院	東伯郡東伯町大字浦安 三三四	三十一日

### 鳥取県告示第二百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市湖山町字白浜二九六〇の八五

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 解除の理由  
指定理由の消滅

### 鳥取県告示第一百三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字新田西屋敷通下二二三一一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 鳥取県告示第二百三十四号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川私都川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十一年三月三十日

三 廃川敷地の位置

八頭郡郡家町大字池田字向河原南方三七八番地先から同町大字同字前河原三五九番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 六、六〇九・四九平方メートル

千代川水系に係る一級河川私都川について、河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第六条第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置い

て縦覧に供する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

## 鳥取県告示第二百三十五号

加勢蛇川水系に係る二級河川加勢蛇川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

## 鳥取県告示第二百三十六号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 河川の名称

加勢蛇川水系に係る二級河川加勢蛇川

## 二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十一年三月三十日

## 三 廃川敷地の位置

## (一) 中津原地区

東伯郡東伯町大字中津原字河原田六四四一一番地先から同町大字同字早稲田一八四一一番地先まで

## (二) 三本杉及び別宮地区

東伯郡東伯町大字三本杉字保平前三〇八番地先から同町大字別宮字中横屋河原一〇二一番地先まで

## (三) 古長地区

東伯郡東伯町大字古長字出口河原一三三一十三番地先から同町大字同字麻布三九二次二番地先まで

## (四) 矢下地区

東伯郡東伯町大字矢下字長房河原一八六一一番地先から同町大字同字一本松二五九一六番地先まで

## (五) 宮場地区

東伯郡東伯町大字宮場字西山根四八〇番地先から同町大字同字瀧ノ前五〇五一一番地先まで

## (六) 八反田地区

東伯郡東伯町大字八反田字上河原二三五一四番地先から同町大字同字上河原二四五番地先まで

## 四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一四四、九九三・一三平方メートル

(一) 中津原地区 一五、一七八・一二平方メートル

(二) 三本杉及び別宮地区 四一、七三〇・五四平方メートル

(三) 古長地区 四一、二〇三・四八平方メートル

(四) 矢下地区 三一、〇八一・五七平方メートル

(四) 宮場地区 一五、一〇三・一七平方メートル  
 (六) 八反田地区 六九六・二五平方メートル

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三〇日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顯

## 教育委員会規則

### 鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顯

### 鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号）  
 の一部を次のように改正する。

第四条第二項中 「鳥取県立鳥取図書館八頭分館 八頭郡郡家町 倉吉分館 倉吉市」を「鳥  
 取県立鳥取図書館倉吉分館 倉吉市」に改める。

### 附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

- 1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている大学在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定に

区	分	金	額
大学に在学する選学生	高等学校に在学する奨学生	月額	三千円
私立の大学	月額	一万二千円	一万七千円

かかわるが、なお従前の例ども。

鳥取県工業教員奨学資金貸与規則を廃止する規則を以て公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

### 鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県工業教員奨学資金貸与規則を廃止する規則

鳥取県工業教員奨学資金貸与規則(昭和三十八年四月鳥取県教育委員会規則第七号)は、廃止する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成績優秀及び心身健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対する、奨学金を貸し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

### 2 出願資格

#### (◎) 高校生

(1) 県内に所在する高等学校の第2学年又は第3学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。

(2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績の平均値がそれぞれ4.0以上であること。

イ 高等学校第1学年又は第2学年の学習成績が同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。

(3) 同一世帯における年間所得基準額が次の所得基準額以内であること。

### 所 得 基 準 額 表

区分	所得基準額
世帯人	1人 840,000円
	2人 1,500,000
	3人 1,730,000
	4人 1,950,000
	5人 2,130,000
	6人 2,250,000
人	7人 2,450,000

昭和51年度鳥取県育英奨学生募集要領  
昭和51年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

## 備考

1 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円を

世帯人員7人の所得基準額に加算する。

2 年間所得額は、次によつて算定された額の合計額から特別控除額を差し引いた額とする。

## ア 給与所得

俸給、給料、賃金、収入、年金、恩給、賞与及び専従者給与（専従者控除分を含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（遺族年金、扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等にいう支払金額）をもとにして、次の計算式によつて得られた金額を所得金額とする。

(ア) 収入金額が200万円以下の場合

収入金額×0.8—500,000円

(イ) 収入金額が200万円を超える場合

収入金額×0.7—300,000円

(ウ) 収入金額が350万円を超える場合

収入金額—1,350,000円

## 農業所得

総収入金額（農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む。）から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家きんの飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの）を差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には、家計仕向分（自家消費）も販売価格で換算し、含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであつても、年度末に在庫して残つているもの（たな卸資産）は含まない。

また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

## 特別控除額表

特別の事情	特別控除額
母子世帯であること。	200,000円

高等学校生徒1人につき 国公立 自宅通学	50,000円
中学校生徒1人につき 国公立 自宅通学	66,000円
小学校児童1人につき 自宅外通学	101,000円
中学校生徒1人につき 私立 自宅通学	169,000円
小学校児童1人につき 私立 自宅外通学	157,000円
高等専門学校生徒1人につき 国公立 自宅通学	235,000円
高等専門学校生徒1人につき 私立 自宅外通学	267,000円
大学生1人につき本人 国公立 自宅通学 年間授業料	+ 109,000円

身体障害者いる世帯であること。	1人につき	280,000円
長期療養者のいる世帯であること。	長期療養のため経常的に特別の支出をしている金額	
主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。	
火災、風水害、益難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額	
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき260,000円。ただし、その所得が260,000円未満の場合は、その金額	
(4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし		

し、この奨学資金を受けることになった場合に、他の奨学資金の貸与又は支給を辞退するときを除く。

(5) 奨学資金を受けることになる日(昭和51年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。

◎ 大学奨学生

- (1) 大学第1年次に在学する学生であること。  
 (2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ3.5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

(3) 高等学校の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。

3 採用人員

高校奨学生 30人(高校2年生) 14人(高校3年生)

大学奨学生 40人(このうち5人は、同和地区出身者に限る。)

4 奨学資金の額

高校在学中	月額	3,000円
大学在学中	国公立月額	12,000円
	私立月額	17,000円

5 貸与の期間

奨学資金貸与の期間は、昭和51年4月から次に掲げる終期までとする。

- (1) 高校奨学生にあつては、大学の正規の修業年限の終期  
 (2) 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期

6 奨学資金の返還

奨学資金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦で返還しなければならない。

ただし、やむを得ない事情があると認めたときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

## 7 出願の手続

(1) 美学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。

ア 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類  
イ 大学美学生を志望する場合は、在学証明書及び成績証明書（大学第1年次に在学する者を除く。）

(2) (1)の鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）、成年者である場合は父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。

## 8 出願及び選考の期日

(1) 出願期日  
昭和51年4月1日（木）から昭和51年4月15日（木）まで

## (2) 選考期日

第1次選考（書類） 昭和51年5月上旬  
第2次選考（面接） 昭和51年5月中旬

(第2次選考は、高校美学生志望者第1次選考合格者について行う。)

## 9 その他

この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学（出身）高等学校又は鳥取県教育委員会事務局指導課に行うこと。

正

謄

昭和51年十一月農取県知事第千百五十六号（宍川区域の廃止及びこれに伴う次の箇所に譲りがおいたたゞ、記正す。）

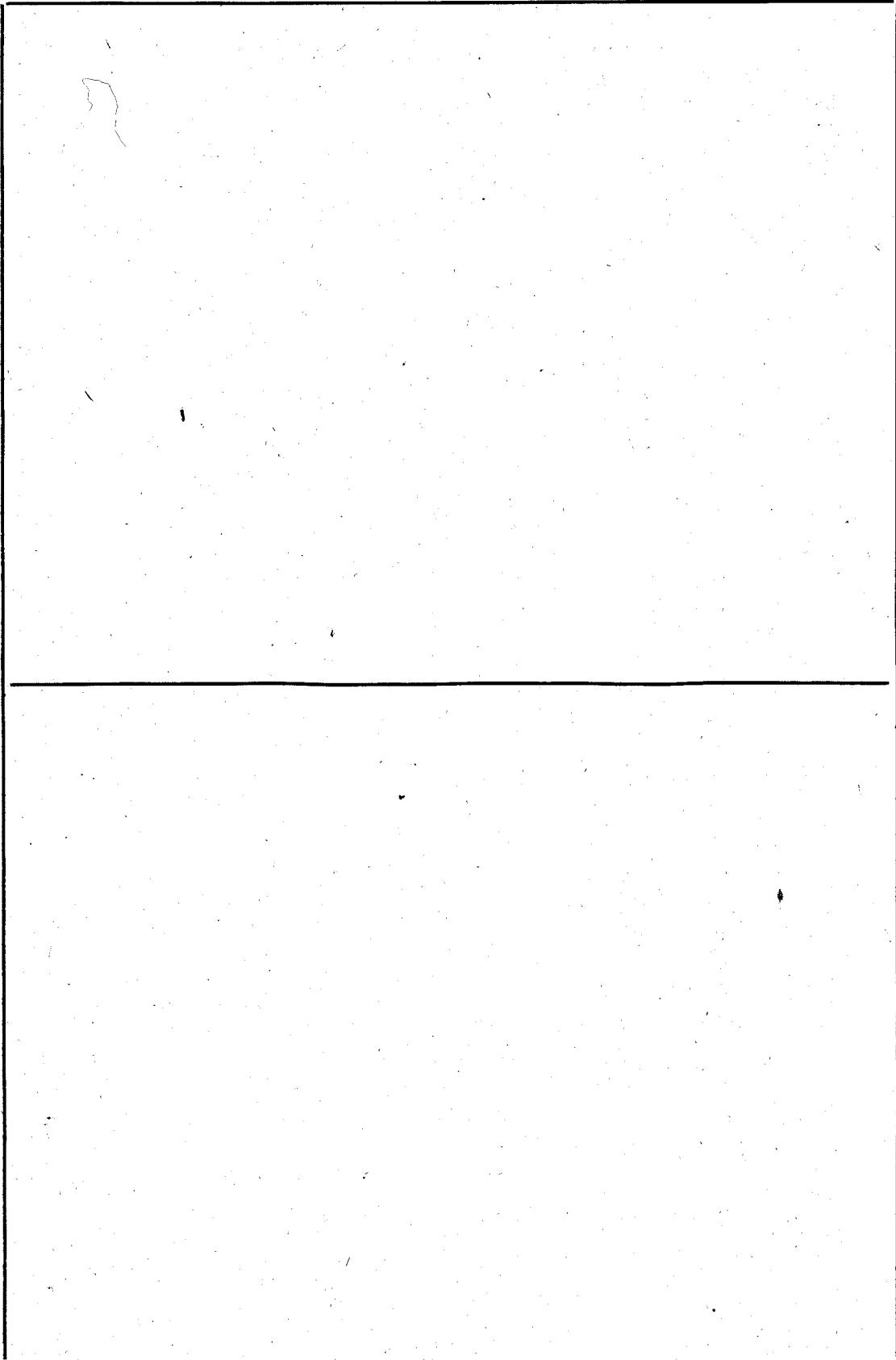
頁 故 行 謄  
六 上 終やらかん | 一級河川三十七三 一級河川大井手三

昭和51年十一月農取県知事第千百六十四号（宍川敷地の生成に付いて中次の箇所に譲りがおいたたゞ、記正す。）

頁 故 行 謄  
八 下 終やらかん | 一、六九七・八九一 平方メートル 一、六六七・〇五二 平方メートル

昭和五十一年十一月農取県知事第千百六十六号（宍川敷地の生成に付いて中次の箇所に譲りがおいたたゞ、記正す。）

頁 故 行 謄  
九 下 一級河川千代川 一級河川大井手川



## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることができます。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県知事 平林鴻三殿

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部 購  
読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名  
及び代表者名)

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

〔定価一部一箇月五百円（送料を含む。）〕